

サー・ピーター・ブレイク メモリアル  
サバニ帆漕レース  
2003年版  
ルールブック  
&  
ルール解説



第3回サバニ帆漕レースから

監 修

サバニ帆漕レース実行委員会

## はじめに

「2000年沖縄サミット」を記念して開始された「サバニ帆漕レース」は、今年で第4回目を数えます。

過去3回のレースを実施して、「帆かけサバニ」については色々なことがわかってきました。例えば、どうすればうまく速く走れるかについてはもちろん、逆に、どうすればルールをくぐってレースに勝つことができるかということなどについても色々わかってきました。

また、3回目にして参加艇が急増しましたが、参加者が増えれば増えるだけレースの運営上に様々な問題が生じてきます。

とくに、①公平なスポーツとしての競技を実施すること、②安全にレースを実施すること、③できるだけ多くの人々が参加できる楽しいレースにすることなどの観点から考えますと、解決しなければならない問題や課題が山積しています。

そこで、本レース実行委員会では、こうした様々な問題や課題について総合的に検討し、改めてルールを改訂・整備することといたしました。

本レースへの参加者をはじめ、これから参加したいと希望される皆様方がこのルールブックを精読され、その主旨をご理解いただき、本レースが公正で楽しく運営され、かつ今後とも末永く継続されるようご協力をたまわりますよう心からお願い申し上げます。

2003年3月

サバニ帆漕レース実行委員会

## 目次

〈はじめに〉	3
〈ルールの改訂にあたって〉	6

### サバニ帆漕レース・ルール2003年版

#### 第1章 基本原則

1. 目的	7
2. 適用規則	7
3. 責任の所在	7
4. 参加資格	8

#### 第2章 艇体・艀装および装備

5. 艇体	9
6. 艀装	9
7. 装備	10

#### 第3章 艇長会議・出艇申告および安全検査

8. 艇長会議	11
9. 出艇申告	11
10. 安全検査	11

#### 第4章 帆漕の規程

11. スタート	12
12. レース中	12
13. コース	13
14. レースの延期・中止	14
15. フィニッシュ（ゴール）	14

#### 第5章 レース終了後の規程

16. タイムリミット（制限時間）	17
17. レースの成立および順位の決定	17
18. フィニッシュ後の対応	17
19. リタイヤ後の対応	17
20. 抗議・救済措置	17
21. 失格・罰則	18

#### 第6章 その他の規程

22. スポンサーロゴマークの着用	19
-------------------	----

23. 参加チームへの助成等に関する措置	19
付 則	19

## サバニ帆漕レース・ルール2003年版 ルール解説

### 〈ルールの改訂にあたって〉

1. 名称の変更について……………20
2. 本ルールの適用範囲について……………20

### 第1章 基本原則

1. 目的について……………20
2. 「参加資格」と「その他のルール」との関係……………21

### 第2章 艇体・艀装および装備

1. 艇体の素材……………22
2. 艇体の規模……………24
3. 艇体の構造……………25
4. 艀装の素材とサイズ、形状および彩色……………27
5. 装 備……………32

### 第3章 艇長会議・出艇申告および安全検査

### 第4章 帆漕の規程

1. スタート前……………33
2. レース中の帆漕……………33
3. 乗組員の定員および交替……………34
4. コース短縮……………35

### 第5章 レース終了後の規程

1. 抗議・救済措置……………36
2. 失格・罰則……………37

### 第6章 その他の規程

## 参 考 資 料

帆かけサバニの各部名称……………	38
サバニ帆漕レース成績表……………	39
サバニ帆漕レース・県内新聞報道記事……………	42

## ルールの改訂にあたって

### 【名 称】

- \* 本レースの名称を「サバニ帆漕<sup>はんそう</sup>レース」とする。
- \* 本ルールの名称を「サバニ帆漕レース・ルール2002年版」（略称・ルール2003年版）とする。

### 【本ルールの適用範囲】

- \* 本ルールは「サバニ帆漕レース」（座間味島一那覇港間）においてのみ適用される。

注；本レースの名称は、第1回（2000年）～第3回（2002年）までは「サバニ帆走レース」としてきたが、第4回から「サバニ帆漕レース」と変更する。その理由については「ルール解説」（18ページ以降）を参照されたい。



# サバニ帆漕レース ルール2003年版

## 第1章 基本原則

### 1. 目的

本レースは沖縄の「伝統的な帆かけサバニ」を保存・継承し、これを現代の海洋スポーツ・レジャーに活かしながら、ひいては世界人類の平和と地球環境の保全および海洋文化の普及・振興に資することを目的とする。

### 2. 適用規則

「海上衝突予防法」、「サバニ帆漕レース・ルール 2003 年版」および「サバニ帆漕レース実施要項」による。ただし、実施要項の内容は変更することがある。その場合は艇長会議、その他の方法により参加チームへ通知する。

### 3. 責任の所在

- ①すべての出場艇、伴走艇およびチームは、自らの責任において本レースに参加するものとする。
- ②実行委員会ならびにレース委員会は、参加艇、伴走艇の損傷および人身事故等に関する責任を一切負わない。レースに参加するか否か、またはレースを継続するか否かを決定するのは各艇および各チームの責任である。
- ③実行委員会ならびにレース委員会は、いかなる時期においても、またいかなる艇およびチームに対しても理由を説明することなく本レースへの参加を拒否することができる。

### 4. 参加資格

本レースへの参加資格は下記の条件をすべて満たすチームとする。ただし実行委員会が認めた場合はこの限りではない。

- ①レースの実施に十分耐えうるサバニを確保しているチーム（チャーター艇も可とする）。
- ②交代要員を含めて1チーム当たり10名以下5名以上の乗組員を確保しているチーム。
- ③伴走艇を準備し伴走可能なチーム。なお、伴走艇はチーム全員が乗船できる定員を有する動力船でなければならない。

## 第2章 艇体・艀装および装備

### 5. 艇 体

レース参加艇の艇体は以下の規定に従わなければならない。

- ①材 質；木造または強化プラスチック（FRP）製。
- ②サイズ；全長5～9m以内、全幅1.3m以内（ただし、やむをえない事情等があり、実行委員会が出場を認める場合はその限りではない）。
- ③構 造；
  - a. センターボード、スタビライザー、チェーンキール等の装置を艇体に取り付けてはならない。ただし、推進力に影響しない浮力体としての装置は認められる。
  - b. カーラは深さ20cm、長さ150cm以内でなければならない。
  - c. 双胴艇の場合は、左右同一の規模、材質、構造のものであり、艀装が左右どちらかに一式装置されていなければならない。
  - d. 双胴艇以外の複数船体構造であってはならない。

### 6. 艀 装

レース参加艇の艀装は以下の規定に従わなければならない。

- ①帆柱（マスト）；
  - a. 材質は木または竹であること。
  - b. 2本帆柱は認められるが、その場合1本の帆柱に対して帆は1枚でなければならない。
- ②帆（セール）；
  - a. 材質は木綿またはダクロンでなければならない。
  - b. 形状は4角形または台形であること。
  - c. サイズは、縦5m以内、横3.5m以内であること。
  - d. 色は茶または白系統の単色であることとし、複数色またはカラフルなものであってはならない。

- e. ヨット、ウィンドサーフィン、その他の類のセール（三角縦帆）やスピナーカー、ゼネーカー（追い風専用の帆）等を使用してはならない。

### ③帆 棧（ハテン、ブーム）

- a. 材質はすべて竹でなければならない。
- b. 1枚の帆に対して帆棧は6本以上装置されていること。
- c. 帆漕中はすべての帆棧と帆棧縄との間に帆柱が挟まれている状態であなければならない。

### 7. 装 備

レース参加艇の装備は以下の規定に従わなければならない。

- ①エーク（櫂）；伝統的サバニのエーク（櫂）と著しく材質または形状等の異なるパドル、オール、艀櫂、その他の推進器具を使用してはならない。
- ②安全備品；ユーカキ（あか汲み）、アンカー、アンカーロープおよび救命胴衣を艇内に装備し、かつ雑策等で固縛していなければならない。

## 第3章 艇長会議・出艇申告および安全検査

### 8. 艇長会議

- ①レースの実施に当たり出場チームの最終確認のため艇長会議を行う。各艇の責任者は必ずこの会議に参加しなければならない。
- ②艇長会議に参加しないチームは出場を拒否されることがある。ただし正当な理由があり、実行委員会がこれを認めた場合はその限りではない。

### 9. 出艇申告

レースに参加する艇・チームは、艇長会議までに「出艇申告」をしなければならない。これを怠った艇・チームは失格とされるか、またはペナルティを科せられることがある。

### 10. 安全検査

各チームはスタート前に実行委員会による艇体、艀装および装備の安全確認のための検査を受けなければならない。検査を受けずにスタートした艇は失格とされるか、またはペナルティを科せられることがある。

## 第4章 帆漕の規定

### 11. スタート

#### (1) スタート前

各チームの乗組員は、スタート5分前には座間味村古座間味の浜に帆柱を立て帆を揚げた状態で各艇を並べ、艇から5メートル以上離れた線の内側で待機しなければならない。

#### (2) 準備信号

スタート5分前に実行委員会より準備信号を発する。信号はフグホーンによる（ただし、やむを得ない場合はこれを変更することがある）。

#### (3) スタート信号

スタート時刻に実行委員会よりスタート信号を発する。信号はフグホーンによる（ただし、やむを得ない場合はこれを変更することがある）。

#### (4) スタートの延期、中止

実行委員会は状況によりスタートを延期または中止することがある。

#### (5) スタートの時間制限

スタート信号後、各艇は速やかに出走しなければならない。スタートに遅れたチームについては30分以内の余裕を認める。ただし、30分を過ぎた後は失格とされる。

### 12. レース中

#### (1) 帆走および力漕

レース中のチームはどの時点からエークで漕いでもよいし、どの時点で帆を降下し、または縮帆してもよい。ただし、強風やリーフへの接近など艇長が危険と判断する場合を除き、原則として帆は継続的に上げておくことを義務とする。

## (2) 乗組員の定員および交替

レース中の各チームの乗組員の定員は、艇の大きさに関係なく2人以上6人以下としなければならない。また、乗組員はいつでも各チームの責任において何度でも交替してよいものとする。

## (3) 救命胴衣の着用

レース中の乗組員は救命胴衣を着用しなければならない。

## (4) 本部船（マーク廻航）

スタート後、各艇は古座間味ビーチ沖合に停止する本部船を左にみて通過しなければならない。

## (5) 伴走艇

伴走艇はチームに危険があると認めるときは救助に向かわなければならない。乗組員の交替、飲食類の供給その他のサポートについても各チームの判断により実行してよいが、その場合は他の艇またはチームに迷惑をかけないようにしなければならない。

上記以外のレース継続中において、伴走艇はいかなるレース艇に対しても、そのレース艇の概ね2艇身以内に近づいてはならない。その場合の艇身以内であるかどうかは、実測は不可能であるため、当該レース艇の艇長の判断によりレース委員会への抗議の意志表示および他のレース艇の艇長による目撃証言等により認識されるものとする。

そのほか、伴走艇は常に本部船の動向に注意し、その指示に従わなければならない。

## (6) 強制競技停止、強制収容

実行委員会は、レース中であっても各チームの動向により危険と判断される場合またはその他の理由により必要と認められる場合は、チームのレース継続を強制的に停止させ、またはチームおよび艇の強制収容を行うことができる。

## 13. コース

①座間味島古座間味浜から那覇港一文字防波堤沖までとし、渡

嘉敷島の北端（儀志布島の北側）または黒島の北側を経て、前島の北側およびチービシ（クエフ島）の南側を通過してフィニッシュするものとする（コース海図参照）。

②レース艇は伴走艇の航行できない浅瀬を通る場合は艇長の判断と責任により十分に安全を確認して帆走しなければならない。なお、実行委員会が危険と判断した場合は浅瀬への艇の通行を禁止することができる。

③危険な状態にある艇を伴走艇が曳航した場合、曳航を終了した地点がフィニッシュラインに近づかない限り当該艇にペナルティーが科せられることはない。ただし、チームの責任者は曳航終了後直ちに実行委員会に対しその旨を報告しなければならない。報告がない曳航が確認された場合またはその曳航が終了した地点がフィニッシュラインに近づいたと認められる場合は失格になるかまたはペナルティを科せられることがある。

## 14. レースの延期・中止

### (1) 延期・中止

実行委員会は天候不良、その他の理由によりレースを延期または中止することができる。その延期・中止については実行委員会で検討し決定事項を各チームに伝達する。

なお、その検討に当たっては、気象庁の「波浪注意報」が発令された場合を目途とし、延期の場合は原則として翌週以降実施することを検討する。

### (2) コース短縮

実行委員会は、レースの最中においても海面の状況その他の理由により、コースを短縮し、またはゴールの方法を変更することができる。その場合は本部船より必要な指示を出す。その指示は信号旗、フォグホーン、携帯電話、その他の方法により実施する。

## 15. フィニッシュ（ゴール）

レースのフィニッシュ（ゴール）は、那覇港一文字防波堤沖に停泊する本部船を右に見て、本部船から真北の見通し線上を艇の一部が通過したときとする。フィニッシュの合図は信号旗、フォグホーン、その他の方法により実施する。

## 第5章 レース終了後の規定

### 16. タイムリミット（制限時刻）

レースのタイムリミット（制限時刻）は16：00時とする。タイムリミットに間に合わないチームは各チームの判断により伴走艇により曳航するなどしてすみやかに撤収しなければならない。これらの連絡等については携帯電話その他の方法による。

### 17. レースの成立および順位の決定

#### （1）レースの成立

本レースは5艇以上がスタートし、タイムリミット（制限時間）以内に1艇でもフィニッシュ（ゴール）したとき成立する。

#### （2）順位の決定

本レースの順位は、着順によるものとする。

### 18. フィニッシュ後の対応

フィニッシュ（ゴール）した艇およびチームは、できるだけまとまって那覇港唐口から入港し、波之上人工ビーチまで伴走艇により曳航するものとする。

### 19. リタイヤ後の対応

途中リタイヤした艇およびチームは、すみやかに本部船にその旨を報告し、伴走艇により波之上人工ビーチまで曳航しなければならない。ただし、実行委員会が認める理由がある場合はその限りではない。また、これらの連絡等については携帯電話、その他の方法によるものとする。

### 20. 抗議・救済措置

①レース中における各チーム間のトラブルや事故、実行委員会

の判断にもとづくあらゆる措置および決定等に関する抗議は一切受けつけられない。ただし、自己の責任によらない事由により著しく不利を被った艇・チーム等が救済措置を申し出る場合はその限りではない。

- ②前項の規定による救済措置を申し出る艇・チーム等は、レースのタイムリミット（制限時刻）後1時間以内に実行委員会へ申告し、かつ実行委員会が納得できるだけの証拠および証人を明確に提示しなければならない。
- ③この規定により実行委員会が決定した事項について、なお抗議を継続し、または不平・不満を述べること等により本レースの成立を著しく妨害する行為または実行委員会の品位を著しく傷つける行為等はシーマンシップに反するものとみなされる。

### 21. 失格・罰則

- ①以上の規定に違反した艇およびチームは失格とされるかまたはペナルティを科せられることがある。
- ②著しくシーマンシップに反する行為をした者が属する艇およびチームは失格とされることがある。
- ③失格またはペナルティは、レース表彰式開始までに決定される。その場合、原則として実行委員会は、いかなる艇・チームまたは人物に対しても、その失格またはペナルティの理由を説明する必要はないものとする。

## 第6章 その他の規定

### 22. スポンサーロゴマークの着用

各艇はスポンサー（スオッチグループジャパン・オメガ社）のオメガロゴマークをセールに張ることにより出場艇であることを示さなければならない。

### 23. 参加チームへの助成等に関する措置

本レースに参加する艇の帆および帆柱は実行委員会が支給し、帆および帆柱を新たに製作したチームには実費（実行委員会が支給する帆およびマストの額を上限とする）を支給する。艇の搬送を希望するチームに関しては実行委員会が運送会社を手配し、またその費用についても相談に応じる。但し、艇の搬送中の管理は各チームが責任をもって行うものとし、またレース終了後の小船溜まりからの各艇保管場所への搬送の際も必ず各チームの責任者または関係者が立ち会わなければならない。

### 付 則

本ルールは2003年4月1日より施行される。